



平成 21 年 6 月 5 日

各 位

上 場 会 社 名 ニッシン債権回収株式会社
代 表 者 代表取締役社長兼 合田 益己
執 行 役 員
(東証マザーズ コード番号：8426)
問 合 せ 先 常務取締役兼 山口 達也
執行役員経営管理部長
電 話 番 号 (東京) 03-5326-3971

定款の一部変更、優先株式の発行に関連して定時株主総会に上程する議案の決定
及び第1回第一種優先株式の発行要項の一部訂正に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 5 日開催の当社取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、下記のとおり、定款の一部変更に関する議案を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社第 8 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、平成 21 年 5 月 13 日付当社プレスリリース「第三者割当による第 1 回第一種優先株式（社債型）発行に関するお知らせ」（以下「平成 21 年 5 月 13 日付本優先株式発行プレスリリース」といいます。）にて、第三者割当による第 1 回第一種優先株式発行及び第 2 回以降の第一種優先株式の発行方針等についてお知らせしておりましたが、当該第 1 回第一種優先株式及び第 2 回以降の第一種優先株式の発行に関連する、本定時株主総会に付議する議案につきましても決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。なお、第 1 回第一種優先株式の発行要項につきましては、平成 21 年 5 月 13 日付本優先株式発行プレスリリースに記載の内容を一部訂正いたしております。

記

I 定款一部変更について

1. 変更の理由

- (1) 現在、登記上の本店所在地を東京都新宿区としておりますが、平成 21 年 6 月 15 日以降、本店業務は東京都千代田区にて行う予定ですので、定款の定めをこれと一致させるべく、現行定款第 3 条（本店の所在地）の変更を行い、附則をもって効力発生時期を明確にするものです。
- (2) 当社は、金融市場の信用収縮の長期化、不動産市況の著しい低迷及び流動性の低下等の影響から、当社グループの資金調達環境が悪化している状況に鑑み、平成 21 年 5 月 13 日付本優先株式発行プレスリリース 1. (1) 「本優先株式の発行の背景及び目的」欄記載のとおり、新たな種類の株式の発行により、当社の資本増強・資金調達を図る必要があると考えております。それに備えるため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するとともに、第 2 章の 2 優先株式及び第 14 条の 2（種類株主総会）に関する規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案								
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3,200,000株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設) (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3,240,000株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>普通株式</td> <td style="text-align: right;"><u>3,200,000株</u></td> </tr> <tr> <td>第1回第一種優先株式</td> <td style="text-align: right;"><u>20,000株</u></td> </tr> <tr> <td>第2回第一種優先株式</td> <td style="text-align: right;"><u>10,000株</u></td> </tr> <tr> <td>第3回第一種優先株式</td> <td style="text-align: right;"><u>10,000株</u></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第8条の2 当社は、毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当(以下「期末配当」という。)をするときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式(総称して、以下「優先株式」という。)を有する株主(以下「優先株主」という。)又は優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、優先株式1株につき8,000円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)(但し、各優先株式の払込期日の属する事業年度末日を基準日とする優先配当金の額は、8,000円に払込期日(同日を含む。)から当該事業年度末日(同日を含む。)までの日数を乗じて365で除した額(1円未満を切り捨てる。)を基準に、各優先株式を初めて発行する時までに株主総会又は取締役会の決議で定める額とする。)を行う。但し、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第8条の3に定める優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。</p> <p>② ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う優先株式1株当たりの剰余金の額(以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。)が、優先配当金に達しないときは、その不足額(以下「未払優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払優先配当金(以下「累積未払優先配当金」という。)を、当該翌事業年度以降の優先配当金(第8条の3に定める優先期中配当金を含む。)及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、これを優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う。</p> <p>③ 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金(累積未払優先配当金の配当を除く。)を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>	普通株式	<u>3,200,000株</u>	第1回第一種優先株式	<u>20,000株</u>	第2回第一種優先株式	<u>10,000株</u>	第3回第一種優先株式	<u>10,000株</u>
普通株式	<u>3,200,000株</u>								
第1回第一種優先株式	<u>20,000株</u>								
第2回第一種優先株式	<u>10,000株</u>								
第3回第一種優先株式	<u>10,000株</u>								

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(優先期中配当金)</u> 第8条の3 当社は、毎年3月31日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株主又は優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき、1年当たり8,000円を基準として、当該期中配当基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間で月割計算（但し、1ヶ月未満の期間については年365日の日割計算）により算出される金額（1円未満を切り捨てる。）を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「優先期中配当金」という。）（但し、各優先株式の払込期日の属する事業年度末日の前日までの間を期中配当基準日とする優先期中配当金の額の算出は、「当該期中配当基準日が属する事業年度の初日」を「払込期日」と読み替えて行うものとする。）を行う。但し、当該期中配当の基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本条に定める優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。</p>
(新設)	<p><u>(残余財産の分配)</u> 第8条の4 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株当たりの残余財産分配価額として100,000円に当該残余財産を分配する日における累積未払優先配当金の合計額を加えた額を支払う。 ② 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、第1項のほか残余財産の分配を行わない。</p>
(新設)	<p><u>(議決権)</u> 第8条の5 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p>
(新設)	<p><u>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)</u> 第8条の6 当社は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の分割又は併合を行わない。 ② 当社は、優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</p>
(新設)	<p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u> 第8条の7 当社は、平成24年4月1日以降で当社取締役会が別途定める日（以下、本条において、「取得日」という。）をもって、優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得する場合は、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。 ② 前項の場合の優先株式1株当たりの取得価額は、100,000円に、取得日における当該優先株式の累積未払優先配当金の合計額及び8,000円に取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数を乗じて365で除した額（1円未満を切り捨てる。）（但し、当該事業年度において優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。）を加えた額とする。</p>
(新設)	<p><u>(金銭を対価とする取得請求権)</u> 第8条の8 優先株主は、当社に対し、平成28年6月30日以降、30日以上前の事前の通知を行うことにより、優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。この場合、当社は、当該請求の効力が生ずる日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、優先株式の全部又は一部の取得を行うものとする（以下、本条において、当該取得を行う日を「取得日」という。）。但し、分配可能額を超えて優先株主から取得請求があった場合、取得すべき優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第3章 株主総会 (新設)</p> <p>附則 (新設)</p>	<p>② 前項の場合の優先株式1株当たりの取得価額は、<u>100,000円に、取得日における当該優先株式の累積未払優先配当金の合計額及び8,000円に取得日の属する事業年度の初日(同日を含む。)</u>から取得日(同日を含む。)<u>までの日数を乗じて365で除した額(1円未満を切り捨てる。)</u>(但し、当該事業年度において優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。)<u>を加えた額とする。</u></p> <p>(優先順位)</p> <p><u>第8条の9 第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の剰余金の配当(第8条の2第2項に基づくものを含む。)</u>の支払順位は、<u>全て同順位とする。</u>また、<u>第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の残余財産の分配順位は、同順位とする。</u></p> <p>第3章 株主総会 (種類株主総会)</p> <p><u>第14条の2 第11条から第14条までの規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u></p> <p>附則</p> <p><u>第3条 第3条の規定の変更は、平成21年6月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、本店移転日をもって効力発生後これを削除する。</u></p>

3. 定款変更の日程

平成 21 年 6 月 5 日 本取締役会決議
平成 21 年 6 月 26 日 本定時株主総会 (予定)
定款変更の効力発生日 (予定)

II 優先株式の発行に関連して本定時株主総会に上程する議案について

当社は、平成21年5月13日付本優先株式発行プレスリリースにて、第三者割当による第1回第一種優先株式発行及び第2回以降の第一種優先株式の発行方針等についてお知らせしていましたが、本取締役会において、当該第1回第一種優先株式及び第2回以降の第一種優先株式の発行に関連する以下の議案について、本定時株主総会に付議することを決議いたしました。

- 第1号議案 定款一部変更の件（上記Ⅰをご参照ください。）
- 第2号議案 第三者割当による募集株式発行（第1回第一種優先株式）の件
（第1回第一種優先株式の内容は平成21年5月13日付本優先株式発行プレスリリース及び下記Ⅲをご参照下さい。）
- 第3号議案 第三者割当による募集株式発行（第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式）の募集事項決定の委任の件
（募集株式の内容）
- (1) 第2回第一種優先株式
- | | |
|--------------|--|
| ① 募集株式の種類 | 第2回第一種優先株式 |
| ② 募集株式数の上限 | 10,000株 |
| ③ 払込金額の下限 | 100,000円 |
| ④ 払込期日 | 本議案承認の日から1年以内の日で取締役会の決議により決定する日 |
| ⑤ 募集事項の決定の委任 | 上記に定めるもののほか、募集株式の募集事項及び割当てに関する細目事項については、取締役会決議により決定する。 |
- (2) 第3回第一種優先株式
- | | |
|--------------|--|
| ① 募集株式の種類 | 第3回第一種優先株式 |
| ② 募集株式数の上限 | 10,000株 |
| ③ 払込金額の下限 | 100,000円 |
| ④ 払込期日 | 本議案承認の日から1年以内の日で取締役会の決議により決定する日 |
| ⑤ 募集事項の決定の委任 | 上記に定めるもののほか、募集株式の募集事項及び割当てに関する細目事項については、取締役会決議により決定する。 |

なお、第2号議案及び第3号議案につきましては、第1号議案が原案とおりに承認可決されることを条件としております。また、第1回第一種優先株式ないし第3回第一種優先株式の払込金額（又は払込金額の下限）は、当社の業績・資産内容・事業収益性・資本構成・各優先株式の内容・市場状況等を考慮すれば合理的な水準であると考えておりますが、上記各優先株式の払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額とされる可能性があることを踏まえて、株主の皆様のご承認をいただきたく本定時株主総会にお諮りするものです。

Ⅲ 第1回第一種優先株式の発行要項の一部訂正について

平成21年5月13日付本優先株式発行プレスリリースにてお知らせいたしました第1回第一種優先株式の発行要項について、その一部を訂正することを決議いたしました。かかる訂正は、上記Ⅰの定款変更案を決定したことに伴い、より正確を期すための文言の修正その他の軽微な修正であり、第1回第一種優先株式の実質的な内容に変更はございません。なお、第1回第一種優先株式の発行につきましては、本定時株主総会において、第1回第一種優先株式の発行に必要な議案が承認されることを条件としております。第1回第一種優先株式の発行要項の訂正箇所は以下のとおりです（訂正箇所は を付して表示しております。）。

8. 第1回第一種優先配当金

(1) 第1回第一種優先配当金（期末配当）

（訂正前）

当社は、毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当（以下「期末配当」という。）をするときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第一種優先株式を有する株主（以下「第1回第一種優先株主」という。）又は第1回第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第1回第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき8,000円の金銭による剰余金の配当（以下「第1回第一種優先配当金」という。）（但し、平成22年3月31日を基準日とする第1回第一種優先期末配当金の額は6,049円とする。）を行う。但し、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第9項に定める第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

（訂正後）

当社は、毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当（以下「期末配当」という。）をするときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第一種優先株式を有する株主（以下「第1回第一種優先株主」という。）又は第1回第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第1回第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき8,000円の金銭による剰余金の配当（以下「第1回第一種優先配当金」という。）（但し、平成22年3月31日を基準日とする第1回第一種優先配当金の額は6,049円とする。）を行う。但し、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第9項に定める第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

(2) 累積条項

(訂正前)

ある事業年度において第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して支払う第1回第一種優先株式1株当たり剰余金の額（以下に定める累積未払第1回第一種優先配当金の配当を除く。）が、第1回第一種優先配当金に達しないときは、その不足額（以下「未払第1回第一種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払第1回第一種優先配当金（以下「累積未払第1回第一種優先配当金」という。）を、当該翌事業年度以降の第1回第一種優先配当金及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、これを第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して支払う。

(訂正後)

ある事業年度において第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して支払う第1回第一種優先株式1株当たりの剰余金の額（以下に定める累積未払第1回第一種優先配当金の配当を除く。）が、第1回第一種優先配当金に達しないときは、その不足額（以下「未払第1回第一種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払第1回第一種優先配当金（以下「累積未払第1回第一種優先配当金」という。）を、当該翌事業年度以降の第1回第一種優先配当金（第9項に定める第1回第一種優先期中配当金を含む。）及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、これを第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して支払う。

13. 金銭を対価とする取得条項

(訂正前)

当社は、平成24年4月1日以降で当社取締役会が別途定める日（以下、本項において、「取得日」という。）をもって、第1回第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得する場合は、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。

この場合の第1回第一種優先株式1株当たりの取得価額は、100,000円に、取得日における当該第1回第一種優先株式の累積未払第1回第一種優先配当金（もしあれば）の合計額及び8,000円に取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数を乗じて365で除した額（1円未満を切り捨てる。）（但し、当該事業年度において第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。）を加えた額とする。

(訂正後)

当社は、平成24年4月1日以降で当社取締役会が別途定める日（以下、本項において、「取得日」という。）をもって、第1回第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得する場合は、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。

この場合の第1回第一種優先株式1株当たりの取得価額は、100,000円に、取得日における当該第1回第一種優先株式の累積未払第1回第一種優先配当金の合計額及び8,000円に取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数を乗じて365で除した額（1円未満を切り捨てる。）（但し、当該事業年度において第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。）を加えた額とする。

14. 金銭を対価とする取得請求権

(訂正前)

第1回第一種優先株主は、当社に対し、平成28年6月30日以降、30日以上前の事前の通知を行うことにより、第1回第一種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。この場合、当社は、当該請求の効力が生ずる日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、第1回第一種優先株式の全部又は一部の取得を行うものとする（以下、本項において、当該取得を行う日を「取得日」という。）。但し、分配可能額を超えて第1回第一種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき第1回第一種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

この場合の第1回第一種優先株式1株当たりの取得価額は、100,000円に、取得日における当該第1回第一種優先株式の累積未払第1回第一種優先配当金（もしあれば）の合計額及び8,000円に取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数を乗じて365で除した額（1円未満を切り捨てる。）（但し、当該事業年度において第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。）を加えた額とする。

(訂正後)

第1回第一種優先株主は、当社に対し、平成28年6月30日以降、30日以上前の事前の通知を行うことにより、第1回第一種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。この場合、当社は、当該請求の効力が生ずる日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、第1回第一種優先株式の全部又は一部の取得を行うものとする（以下、本項において、当該取得を行う日を「取得日」という。）。但し、分配可能額を超えて第1回第一種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき第1回第一種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

この場合の第1回第一種優先株式1株当たりの取得価額は、100,000円に、取得日における当該第1回第一種優先株式の累積未払第1回第一種優先配当金の合計額及び8,000円に取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数を乗じて365で除した額（1円未満を切り捨てる。）（但し、当該事業年度において第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。）を加えた額とする。

15. 優先順位

(訂正前)

第1回第一種優先株式と他の第一種優先株式が発行された場合の各第一種優先株式（以下「他の第一種優先株式」という。）の剰余金の配当（累積条項に基づくものを含む。）の支払順位は、全て同順位とする。また、第1回第一種優先株式と他の第一種優先株式の剰余財産の分配順位は、同順位とする。

(訂正後)

第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の剰余金の配当（当社定款第8条の2第2項に規定する累積条項に基づくものを含む。）の支払順位は、全て同順位とする。また、第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の剰余財産の分配順位は、同順位とする。

以 上